

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

平成 27 年 3 月 9 日
沖縄セルラー電話株式会社

(目的・基本方針)

第 1 条

この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という)第 9 条の規定に基づき、沖縄セルラー電話株式会社(以下「会社」という。)が新型インフルエンザ等対策に関し、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護し、かつ国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小とすべく、次に掲げる事項を定め、もって円滑かつ適切な対策の遂行に資することを目的とする。

1. 会社が実施する新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法に関する事項
2. 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
3. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する関係機関との連携に関する事項
4. 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項

(計画の運用)

第 2 条

この計画は、「新型インフルエンザ等感染症」及び「新感染症のうち全国かつ急速的なまん延のおそれがあるもの」が発生した場合に関して運用するものとする。

(対策の実施体制)

第 3 条

平時においては、本社内に常設する事務局が、必要な情報収集および対策の検討を実施する。

新型インフルエンザ等が発生した場合において必要があると認めるときには、社長を長とし、本社に対策本部を設置する。本部の構成員については、別途事業継続計画において定める。

(情報の収集及び共有)

第 4 条

平時には本社内に設置する事務局が内閣官房・厚生労働省・総務省・沖縄県をはじめとする各種機関を通じて情報を収集し、社内関係部門及び各種関係機関との共有を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、対策本部にて通信の疎通及び重要通信を確保するため、次により情報の収集及び共有を行う。

1. 新型インフルエンザ等の発生状況について、政府・内閣官房・厚生労働省・総務省・沖縄県をはじめとする各種機関を通じて情報を収集し、社内関係部門間相互の連絡を行う。
2. 必要に応じて第5条に定める社外関係機関等に応急対策等を適時適切に提供することができる体制の整備に努めるものとする。
3. 沖縄県民に対し、報道発表、ホームページへの掲載等を適宜の方法により、通信の疎通確保及び重要通信の確保の状況等に関する情報を提供するよう努めるものとする。この場合において、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対する配慮に努めるものとする
4. 従業員の発症状況や欠勤の可能性等についての情報は、各組織の長を通じ対策本部にて随時集約を行うものとする。

(関係機関との連絡調整)

第5条

新型インフルエンザ等対策が円滑かつ効率的に行われるよう平素から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行うものとする。

1. 総務省及び内閣官房その他関係政府機関並びに関係行政機関、関係公共機関との連絡調整を図る。
2. 各部門においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関、同業他社・主要な取引先等と連絡調整を図る。
3. 会社は、その業務に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について支援・協力を求めるものとする。

(対策業務の内容及び実施方法)

第6条

対策本部は、新型インフルエンザウイルス等の海外及び国内における拡大状況、社員の感染状況、通信の疎通状況等の情報連絡、重要通信の疎通確保、広報活動その他の対策に関する業務を行う。

2. 新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、出勤率が低下した場合においても重要業務の遂行に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置をする。また、感染リスクを低下させるため、感染防止キットの配布や在宅勤務・時差通勤等を感染の状況等に応じて実施するものとする。
3. ここでいう重要業務とは、指定地方公共機関として求められる通信の疎通または重要通信の確保に必要な業務とする。その場合において、営業活動等不要不急の業務は縮小するものとする。

(対策の検討・実施)

第7条

職場において感染者が確認された場合における出勤停止やマスク着用の指示、アルコール消毒設備および場合により事業所の閉鎖等について、必要に応じ検討するものとする。

2. 感染の状況に応じて、マスク・手袋や業務遂行に不可欠な資材・消耗品の調達・備蓄等を実施するものとする。

(教育・訓練)

第8条

新型インフルエンザ等が発生した場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な対策を遂行できるよう、必要な教育を実施し、新型インフルエンザ等に関する知識の普及及び向上を図るものとする。

2. 新型インフルエンザ等対策を円滑かつ適切に実施するため、新型インフルエンザ等発生に係わる情報の収集・伝達、対策本部等の設置、非常召集・参集、通信の疎通確保、感染防止措置等に関する訓練を毎年1回は実施するとともに、体制の見直しと必要な改善を図るものとする。
3. 訓練の実施にあたっては、被害想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、地方公共団体等が実施する訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行うものとする。

(計画の見直し等)

第9条

この計画については、必要に応じて見直しを行い、変更する。この見直しに際しては、広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

2. この計画を変更した場合には、沖縄県知事に報告し(軽微な変更の場合を除く)、関係市町村長へ通知するとともに、公表する。

(重要通信の確保)

第10条

新型インフルエンザ等の発生時においては、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の対策実施に関する関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

(以下、余白)